

# 美浜の会ニュース

No. 160

2019. 8. 29

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表)小山 英之  
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替:00950-6-308171 (美浜の会)  
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ←

頒 価 300円  
購読料 年2千円

ウェットティッシュでの拭き取り除染/ 避難する住民の検査は「車両優先・代表制」

避難先(伊丹市・川西市・宝塚市)が避難元(おおい町・高浜町)に  
スクリーニング場所の変更・住民全員の検査を求める協議を要請

**避難先自治体への申入れ等を通じて、避難元自治体・国を動かしていこう**  
避難計画の矛盾を広く宣伝し、再稼働を止める力を作り上げていこう



美山長谷運動広場での除染は、ウェットティッシュでの拭き取りだが空のバケツにビニールカバーがついたブラシで訓練 2018.8.26



あやべ球場での流水除染 2016.8.27防災訓練

原発事故時の避難計画について、①スクリーニング(避難退域時検査)の実態と、②避難する住民の検査が「車両優先・代表制」であることについて、政府交渉や各地の自治体申入れ等でも、数年間これらの問題点を指摘し、反対を訴えてきた。防災訓練の監視行動やスクリーニング場所の視察等を通じて、避難計画が住民や避難先自治体の安全を守るものではなく、また計画に実効性がないことを具体的に問題にしてきた。しかし、内閣府が中心となって形式的な「〇〇地域の緊急時対応」を作り、国の防災会議で議長の首相が「実効性のある計画だ」と了承し、これによって原発の再稼働が事実上進められてきた。

- 9月26日(木) 国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判 第31回法廷  
15:00 大阪地裁 201号法廷 終了後に報告・交流会(大阪弁護士会館920号室)
- 9月25日(水) 関電相手の大飯原発3・4号運転差止仮処分裁判  
13:30 大阪高裁 第1回審尋(傍聴はできません) 終了後に弁護士会館で報告会

## 目次

- ▼避難先自治体への申入れ等を通じて、避難元自治体・国を動かしていこう…p1
- ▼宝塚市申入れの報告…p5
- ▼おおい町・高浜町申し入れ報告(安定ヨウ素剤等)…p6
- ▼おおい町・高浜町申し入れ報告(ブルサーマル等)…p8
- ▼「特重施設」は「テロ対策」にならない…p10
- ▼飛田晋秀さん講演会報告…p13
- ▼「県民健康調査」検討委員会の報告批判…p14
- ▼本の紹介 漫画「ゲンパッチー」…p16

関西・福井でも、数年に渡って避難計画の問題に取り組んできたが、この間の避難先自治体申入れ、地方議会での議論を通じて、避難先自治体から避難元に意見が出され、避難元や内閣府が参加する地域協議会で、スクリーニング場所の見直し等がやっと議題に上ろうとし始めている。これまでになかったことだ。

スクリーニングの方法として、国の指針では、拭き取り除染だけという「簡易除染」を認めている。また、避難する住民の検査の「車両優先・代表制」も各地で共通のものとなっている。これらについて、各地の実情に沿って、避難先自治体への申入れを通じて避難元・国への働きかけを強めていこう。現在の避難計画が、避難する住民の安全と避難先へ汚染を拡大しないという目的とは相いれず矛盾に満ちたものであること、その実態を広く、そして粘り強く知らせ、再稼働を止める力にしていこう。

## [1] 福井・関西でのスクリーニング・除染、住民検査の問題点

おおい・高浜原発の避難計画では、避難元は福井県嶺南地域の30km圏内（高浜町・おおい町・小浜市・若狭町で合計約65,000人）と京都府北部8市町、滋賀県北部2市となっている。福井県の場合、県外避難先は兵庫県下の22市町で、スクリーニング場所は、①京都府南丹市の美山長谷運動広場と②京都府綾部市のあやべPA（あやべ球場）となっている。1府2県にまたがる広域避難計画となっている（避難経路・スクリーニング場所は上図参照）。



関西・福井のみならず、全国各地でもこの問題を理解してもらうため、ローカルな問題も含むが、スクリーニング場所・除染の問題点等について概略を紹介する。各地の計画・実態と比較しながら検討してほしい。

### (1) スクリーニング場所と除染の方法：拭き取り除染や再汚染の危険

#### ①美山長谷運動広場（京都府南丹市）では拭き取り除染のみ

この場所は、当初はおおい町名田庄地区住民（約3,000人）のスクリーニング場所として設定されていた。しかし、2017年10月の「大飯地域の緊急時対応」で、主な避難経路である舞鶴若狭自動車道が使えない場合等の代替経路として国道162号線が追加され、高浜町・小浜市・若狭町の多くの住民が使用するスクリーニング候補地となった。

この広場の周辺には多くの民家があり、住民からは、除染で出る汚染水によって広場や由良川が汚れてしまうとの懸念が出されていた。そのため福井県は、流水を使わずにウェットティッシュでの拭き取り除染にすると約束しスクリーニング候補地となったという経過がある。1頁の写真にあるように、あやべ球場（舞若道経路）での流水除染と比べれば、除染の効果が低いことは

一目瞭然だ。

南丹市住民の懸念も踏まえて、この場所はスクリーニング候補地から除外すべきだ。

さらに、この場所で除染した後の避難経路は、重量制限 9 トンの橋（萱野橋）を渡ることになるため、大型バスは使えず、マイクロバスしか使えないという別の問題もある。

## ②あやべPA（あやべ球場）は、入口と出口が同じで再汚染

こちらは、防災訓練でも流水除染が実施されている。しかし、入口と出口が同じで、除染前と除染後の車両が同じ道を通るため、除染しても車両は再び汚染されてしまう。国のマニュアル<sup>※1</sup>では「車両や住民の移動を一方通行とするなど、簡易除染が不要な車両、住民及び携行物品が汚染しないようにして下さい」（下線は引用者）と書かれている。そのためこの場所は、マニュアルにも違反し、除染の効果はなくなり、避難先に汚染を拡大することになる。ここもスクリーニング場所には不適で、候補地から除外すべきだ。

（※1 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」原子力規制庁  
6 頁「2.4 検査場所設定に関する留意事項」 <https://www.nsr.go.jp/data/000119567.pdf>）

## (2) 避難する住民の検査：住民全員の検査ではなく、車両優先・「代表制」の検査

この問題は、全国各地で共通の問題となる。国の上記マニュアル 3 頁では、①まずはバス等の車両を検査し、車両が基準値以下なら同乗者も基準値以下とみなす、②車両が基準値を超えれば「代表者」の検査を行い、「代表者」が基準値以下なら車両の同乗者も基準値以下とみなす、③「代表者」が基準値を超えた場合だけ同乗者全員の検査を行うことになっている。避難する住民の携行物品も同様の扱いとなる。

車両は車庫にあり、住民は外で農作業をしていた場合、あるいは事故時に様々な行動をとった人がバスに乗り合わせた場合等を考慮すれば、避難する各住民の被ばく低減のための検査・除染は行われぬに等しい。さらに、検査していなくても「検査済」を証明する「通過証」が配布される。検査を受けた場合でも数値の記入はなく、後に病気を発症しても、避難時にどれほどの汚染があったのかを証明する手立てもない。除染の基準値<sup>※2</sup>が高いため、住民の安全もままならず、また避難先自治体の避難所はホットスポットになる可能性さえある。

関西では唯一滋賀県が全員の汚染測定実施を決め、13,000cpm 以上（福島原発事故当初の基準値）の汚染がある場合は、数値を記載して避難する住民に渡すことになっている。避難元自治体は、少なくとも滋賀県方式を採用すべきだ。

（※2 除染の基準値は 40,000cpm（cpm は 1 分間の放射線カウント数）=120Bq/cm<sup>2</sup>）

これは小児甲状腺等価線量で約 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50mSv の 6 倍にもなる。

また、放射線管理区域から物を持ち出していい基準 4 Bq/cm<sup>2</sup> の 30 倍と高い）

## [ 2 ] 避難先自治体への申入れを通じた、最近の状況の変化

### (1) 避難先自治体への働きかけ：スクリーニング等の具体的実態はほとんど知らされていない

この間、避難先の伊丹市・川西市（共におおい町住民の避難先）、宝塚市（高浜町住民の避難先）に申入れを行ってきた。スクリーニングが拭き取り除染だけだという実態等は、避難先自治体にはほとんど知らされておらず、「避難計画を案ずる関西連絡会の申入れで初めて知った」と、資料やパワポの写真を熱心に見て質問も出された。

これら避難先自治体の姿勢は、避難には協力するが「絶対に安全な車両と住民を受け入れることになっている」「避難先に汚染が持ち込まれることはあってはならない」「全住民の検査が、避難する住民と避難先の安全につながる」等が共通している。

スクリーニング・除染の目的は「吸入、経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため」となっている（関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」2019年3月改定 24頁）。避難する住民の被ばく低減と避難先への汚染拡大防止が目的であるため、上記避難先自治体の回答は当然のことだ。

## **(2) 避難先自治体から避難元自治体へ、文書等で要請**

伊丹市議会では、大津留求議員が3月議会でこれら避難計画の問題を取り上げ、実態を知らされていない議員の中でも認識が深まったとのことだ。議会での議論を受けて、伊丹市はおおい町に対し「①美山長谷運動広場のスクリーニング候補地の変更について、②避難する住民の全員検査への変更について」関係機関で協議するよう文書で求めている。川西市も同様の内容で、おおい町に働きかけている。

さらに宝塚市（高浜町住民の避難先）も、8月22日の申入れで、高浜町や兵庫県等に、スクリーニング場所の代替候補地や住民全員の検査について「協議を進めていきたい」と表明した。

これら自治体への申入れでは、地元の議員に協力を要請し、伊丹市では谷正充議員、宝塚市では大島淡紅子議員に尽力いただいた。各地でも、地元議員と協力して取り組みを進めていこう。

## **(3) 避難元のおおい町・高浜町から福井県に要請。県と内閣府等で議論が始まる**

これら避難先自治体からの要請に応じて、避難元でも動きが始まっている。おおい町は7月25日の私たちの申入れ時に、「スクリーニングに問題があるということ」を2月・3月に伊丹市・川西市から連絡を受けた。受け入れ側の心配がないようにすることは重要で、町としても同様に課題を認識しており、福井県に文書で伝え、スクリーニング場所の改善について県と議論した」と回答した。福井県からは、内閣府や京都府等の関係機関で検討すると連絡があったとのことだ。

8月23日の高浜町申入れでは、前日の宝塚市の懸念・要望を伝えた。高浜町は、避難訓練に参加した町民からもあやべ球場のスクリーニング場所は問題があるとの声が寄せられていることを紹介し、「スクリーニング場所の問題は高浜町としても認識している。宝塚市の懸念・要望は理解できるので、改善していきたい。福井県に文書で伝える」と回答した。

## **[3] 自治体への働きかけを一層強めていこう**

このように、少しずつだが、避難先自治体からの要請で避難元自治体が動き始めている。今後、内閣府・福井県・京都府・滋賀県、関西広域連合等で構成する協議会（福井エリア地域原子力防災協議会）で議論が進むよう、自治体や議員への働きかけを一層強めよう。9月には京都府北部の自治体申入れも準備されている。

避難先自治体への申入れによって、多くの自治体から現在の避難計画の問題点等について発言が続くような状況を生み出していこう。議会や市民に広く働きかけ、それぞれの問題として避難計画をリアルに捉え、再稼働に反対する声を強めていこう。福島原発事故の被災者・避難者と連携を強めていこう。

全国各地の実情等を交換し、経験を交流していこう。